

岩手県告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により次の地区に係る県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、令和元年9月11日から同年10月10日まで関係書類を縦覧に供する。

令和元年9月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
山内地区	当該県営土地改良事業計画書の写し	二戸市役所